

民設民営放課後児童クラブ保護者各位

世田谷区子ども・若者部児童課

令和7年度世田谷区民設民営放課後児童クラブ利用料助成について

平素より、世田谷区民設民営放課後児童クラブの運営にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年度2回目（下半期分）の利用料助成について、下記の通りご案内いたします。

助成対象となる場合は、必要書類をご準備のうえ、期限までにご申請ください。

■ **申請期限**：令和8年6月10日(水)

■ **交付時期**：**申請日からおおむね3週間から6週間程度かかります。**

※申請状況等により前後する場合があります。

【助成の対象世帯】

以下①～③のいずれかに該当する、世田谷区民設民営放課後児童クラブ※1利用児童の世帯

- ① 生活保護を受給している世帯
- ② 住民税が非課税の世帯(世帯の16歳以上の全員)
- ③ 就学援助費を受給している、または就学援助費の認定基準に該当する世帯(給食費のみ免除の場合を除く)

※1：世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱に基づく補助対象の民設民営放課後児童クラブ

【注意事項】

- 請求内容に不備があった場合は児童課よりご連絡いたします。その際は、交付時期が遅れる場合がありますので、ご了承ください。
- 今回の申請対象月は、令和7年4月～令和8年3月までの利用分です。(支払い分ではありません。)
- すでに支給済みの利用分については申請できませんので、ご注意ください。
- 令和7年度利用分の受付は今回が最後となります。申請がお済みでない分がございましたら、期限までに必ずお手続きください。なお、**特段の事情がある場合は、令和8年6月9日(火)まで**に下記担当までご相談ください。



申請方法等の詳細は、[区ホームページ](#)をご確認ください。(ページID：10783)

←左記の二次元コードからもアクセスできます。

<問い合わせ先>

世田谷区 子ども・若者部 児童課 児童育成担当 (TEL 03-5432-2493)